

# JIS改正後の脚部防護服の取扱い（令和4年9月公示）

厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課長：基安安発0831 第1号令和4年8月31日（抜粋）

標記について、下記1の日本産業規格が別添のとおり厚生労働大臣及び経済産業大臣が主務大臣となり改正され、この旨、令和4年9月25日付け官報をもって公示される予定である。（令和4年8月31日現在）

1 改正された日本産業規格（日本産業標準調査会審議）

手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第1部：チェーンソーでの切断抵抗性試験に用いる試験装置  
T 8 1 2 5 - 1

手持ちチェーンソー使用者のための防護服－第2部：脚部防護服 T 8 1 2 5 - 2

## 2 改正前のJISに適合した脚部防護服の取扱いについて

（1）令和5年12月末までの期間

JIS T 8 1 2 5 - 2は「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」（平成27年12月7日付け基発1207 第3号）4（1）において引用しているところ、令和5年12月末までの間、改正前のJISに適合したものは同ガイドラインを満たすものとして差し支えないこと。

（2）令和6年1月以降

令和5年12月末までに使用を開始した改正前のJISに適合した脚部防護服は、令和6年1月以降可能な限り早期に改正後のJISに適合したものに切り替えることが望ましいこと。